

## 第 6 審 査

### 1 不利益処分についての審査請求

令和7年度においては、新たな審査請求が3件あり、前年度から繰り越した3件と合わせた6件のうち3件について処理を行い、年度末における係属事案は3件である。

審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	請求内容	申立年月日 (申立人数)	審理方式	処理年月日	処理結果
県	懲戒免職処分取消請求	R6. 1. 17 (1)	書面審理	R8. 2. 25	処分承認
委託	減給処分取消請求	R7. 1. 20 (1)	書面審理	R7. 4. 30	取下げ
委託	減給処分取消請求	R7. 1. 27 (1)	書面審理	R7. 5. 19	取下げ
委託	戒告処分取消請求	R7. 9. 5 (1)	書面審理	継続	
委託	懲戒免職処分修正請求	R8. 1. 19 (1)	書面審理	継続	
委託	懲戒停職処分修正請求	R8. 2. 6 (1)	口頭審理	継続	

### 2 勤務条件に関する措置要求

令和7年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属している事案もない。

### 3 公務災害補償の実施についての審査請求

令和7年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

#### 4 職員の苦情の処理

令和7年度においては、18件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与等関係	勤務条件・ サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	ハラスメント関係	計
県	2	1	1			3	7
委託	3	1			1	6	11

#### 5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

令和7年度においては、意見聴取の申出はなく、前年度から繰り越した1件について、元職員は、職員の退職手当に関する条例第14条第1項第3号に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるには十分と言いき、当委員会において同条第2項の規定による退職手当の支給制限処分の妥当性を判断することができない旨の意見を述べた。